第2次チャーチル政権と西ヨーロッパの統合、 1951年—1954年

――チャーチル、イーデン、マクミランと 「大国」イギリスの将来(1)

益 田 実

目 次

序章 3つの予備的質問とそれらへの簡単な答え――

- (1) 1950年までの西ョーロッパの経済復興の中でイギリス が果たしてきた役割とは何だったのか?
- (2) 1950 年までに西ヨーロッパの経済復興と西ヨーロッパ の統合運動はいかなる関り合いをもつようになっていたの か?
- (3) 1950年までにイギリスにとって西ヨーロッパ統合運動 はどういう意味を持つようになっていたのか?
- 第1章 フランス製西ヨーロッパ統合プラン2種に対してアトリー政 権はいかにして対応したのか?
- 第2章 チャーチル政権はいかにしてECSCと「協力」したのか?
- 第3章 チャーチル政権はいかにしてEDCと「協力」したのか?
- 第4章 チャーチル政権はいかにしてWEUの誕生に「貢献」したのか?
- 結章 チャーチル、イーデン、マクミランの考えの比較および労働 党政権、保守党政権の対応の比較

序章 3つの予備的質問とそれらへの簡単な答え ——

- (1) 1950年までの西ョーロッパの経済復興の中でイギリスが果たしてきた役割とは何だったのか?
- (2) 1950年までに西ヨーロッパの経済復興と西ヨーロッパの統合運動はいかなる関り合いをもっていたのか?
- (3) 1950 年までにイギリスにとって西ヨーロッパ統合運動はどういう意味を持つようになっていたのか?

1

まず最初にひとことお断りをのべさせていただくと、表題はご覧のよ うに 1951 年からということになっているが、やはりこの話は遅くとも 1950年、もう少しきちんと話そうと思うなら、それよりも5年は前から 始めなくては、やはり読者の方々のご理解を、私が望むような形ではし ていただけないのではないかと思う。そういうわけで、ここでは「序章」 においてかなりの枚数をついやして、その5年前にさかのぼる話をさせ ていただくという構成をとらせていただいた。しかし、あくまでもこの 話の本編は、1951年から1954年の間に西ヨーロッパで起こった、後の欧 州共同体(The European Community: EC)、現在の欧州連合(The European Union: EU) の形成につながる、いわゆる「西ヨーロッパ統 |合運動 | として一括される出来事(最後までこの物語を読んでいただけ ればお解りいただけるように、これは後の EC が結果的にはつい最近ま でそうであったような「経済統合」だけにとどまるものではなかったし、 成功したものと失敗したものと両方を含んでいたのだが)に対する第2 次チャーチル政権の中の3人の閣僚たちの対応がどんなものであったか ということを知ることにある。

ここではとりあえず、1950年という年から始めさせてもらうことにす

るが、この1950年という年には(イギリスも含む)西ヨーロッパという 地域の経済的な状況に目を向けてみると、すでに戦災からの復興もある 程度まで進み、本物の繁栄と安定はもう全くの夢ではなく、しかるべき 方法・政策さえ工夫されたならば、当然そう遠くない将来に起こるべき 予定の出来事である、またそうでなくてはならない、という考えが、か なりの数の人々に共有されていたといってよいと思う。もちろん「冷戦」 と呼ばれる状況は、この地域の周辺においてもむしろ緊張の度合を高め つつあり、したがってまた、既に達成された一定の経済的復興の成果を 再び失うことのないように、その冷戦のあやうい均衡状態を、1948年の ベルリン封鎖の時になしとげたように、何とか破局にいたらぬようコン トロールし、ヨーロッパではその年の夏に朝鮮半島で起こったような事 態を決して起こらしめてはならない、とも考えられていたはずである。 西側の主な国々の政治的指導者たちの大多数にとって、西ヨーロッパの 経済的復興こそは、究極的にはそれらの諸国の政治的安定につながり、 国民生活の不安定につけこんだ東側からの共産勢力の非軍事的な手段に よる浸透(つまり公然とした共産主義の宣伝活動や、一見、非政治的な 活動に見せかけてはいるが、その実は特定の党派、つまりソヴィエト共 産党の支持に基づくものである各種の文化活動、社会活動など)を食い 止め、また西側の軍事力の増大も可能にしてくれるための大前提だった のである。

以上のような考え方のもとに西ヨーロッパの経済復興を(決して利他的な気持ちからではなく、世界をアメリカにとって住みよいものにするための「経済的安全保障政策」の一環として)助け、時には強引ともいえる形で「指導」してきたのが、当時トルーマン(H. S. Truman)民主党政権の下にあったアメリカ合衆国であり、具体的には1947年夏に始まったマーシャル・プラン(The Marshall Plan)による大規模な経済援助であった。このアメリカ製のプログラムの下でイギリスを含む西

ョーロッパ諸国の大半は、まず欧州経済協力委員会(CEEC:the Committee for European Economic Co-operation)、ついでそれを発展的に解消させた上で欧州経済協力機構(OEEC:the Organization for European Economic Co-operation)を形成し、アメリカの事実上の「監視」ないしは「監督」のもとで、西ョーロッパ全体の経済復興のための整合性をもち効率の高い計画を作るべく議論を続け、実際にかなりの経済援助を受けていたのである(1)。

2

さて、そこで私が考えて見なくてはならないと思った最初の予備的な質問というのは、まず、このアメリカのプランの中でイギリスという国はどう位置付けられていたのだろうか? あるいはイギリス政府自身はどのように位置付けられることを望んでいたのだろうか? そして、実際のところこの2つの国の思惑は(ぶつかりあったかもしれないし、あるいはすれちがったかもしれないし、おそらくはその両方なのだろうが)、どのような形で互いにかかわりあい、影響しあい、その結果として1950年のはじめという時点で、アメリカをスポンサーとする西ョーロッパの経済復興の過程の中でいったいどのような立場にイギリスをおくことになっていたのだろうか? というものである。

で、その疑問への答えであるが、それにはまずイギリス政府が、つまり 1945 年から 1951 年まで政権を握っていたアトリー内閣が、アメリカの、つまりトルーマン政権による大規模な西ヨーロッパ復興のための経済援助計画の構想を、1947 年 6 月に国務長官マーシャル(George C. Marshall)のハーヴァード大学卒業式でのスピーチによって知った時の対応から見ることが話の取っ掛かりとしては適当だろう。まず当時のイギリス外務大臣であったベヴィン(Ernest Bevin)が、この後にいわゆる「マーシャル・プラン」と呼ばれることになった構想をはじめて耳に

した時にその中に彼が発見したものは、彼と彼の率いる外務省が、その内部では終戦前から長年暖めてきてはいたがそれまで実現の機会を得られなかった、彼らにとっての年来の悲願ともいうべき政策、それは彼らによれば戦後イギリス外交の根本的指針となり、米ソに伍する大国としてのイギリスの地位を回復あるいは維持することを可能にすると思われた政策であったのだが、その政策の実現を可能にするような環境を、西ョーロッパにアメリカの援助の下に創りだす可能性であった。

では具体的にイギリス外務省はどんな政策を考えていたのか、となる とあれこれいう前に、やはり一番簡単なのは、彼ら自身がのこした文書 の中にそれを示す証拠を探すことであろう。

ここに 1945 年 7 月 11 日の日付を持つイギリス外務省内部文書である 覚書がある。この覚書は当時、外務省事務次官代理であったサージェント(Sir Orme Sargent)の手になるものであり、ここに示された基本的 政策構想こそが、その作成後ほどなくしてチャーチル連立内閣にかわったアトリー労働党内閣の外相ベヴィンの賛同を得て、これとほぼ時を同じくしたサージェントの事務次官への昇任も重なり、ベヴィン率いる外 務省の、以後約 4 年間(なぜ 4 年間かは後で説明する)の基本的政策枠 組みとなってゆくのである。そういうわけでこのサージェントの覚書は 極めて重要な一時史料であり、ここにその結論の部分だけでも訳出させていただく必要があろうかと私は思う(訳文中、かっこ内は私による補足):

「欧州戦勝後の総括」("Stocktaking after VE day")。(以下に訳出するのは、パラグラフ1. から18. までをまとめた結論の部分である)19. 以上を要約すると: 一

(a) 我が国の外交政策は3大国(=米英ソ)間の協力という基本原則の下に置かれなければならない。この組み合わせの中での我が国の

地位を強化するためには、フランスおよび他の中小西ョーロッパ諸 国と自治領諸国を、この3国体系の中に我が国の協力者として引き 込むべきである。

- (b) 我々は(米ソという) 2 大パートナーとは独立した政策をとることも怖れてはならないし、単に彼らの方が力においてまさっているからとか、そうすることがもっとも楽だからとか、あるいはヨーロッパへのアメリカの支援なしではやっていけないという状況に嫌気がさしたから、とかいった理由で、ロシアあるいはアメリカによって一定の行動方針を押し付けられるようなことがあってはならない。
- (c) 我々の政策は国内政治上の対立や大衆の好みによって動かされた りすることのないように、我が国の根本的伝統("British fundamental traditions")に則ったものでなくてはならないし、アメリカ、自 治領諸国、そしてヨーロッパの、特に西ヨーロッパの、中小諸国に とって訴えかけるものがあるような原則に基づかなくてはならな い。それは絶対に、反全体主義的なものでなくてはならないし、そ のためには左翼全体主義(共産主義等々)に対してだけでなく右翼 全体主義(ファシズム等々)にも反対するものでなくてはならない。 このような「自由主義的」な政策 ("this policy of 'liberalism'") の追求に当たってはある程度の危険も覚悟しなくてはならないし、 時には通常の政治的手段を超えた方法をとることもあえて辞さな い。例えば、我々はある国がその自由主義的制度や政治的独立を失 いつつある時にはその国の内政への外交的な干渉もためらってはな らない。短期的には、我々はできるだけ多くの東欧諸国において共 産主義者による侵入への反対攻勢をかけなくてはならないし、ソ連 政府によるドイツ、イタリア、ギリシャ、トルコの共産化あるいは その政治的支配権の奪取のいかなる試みに対しても対抗する用意が なくてはならない。

- (d) 我々はヨーロッパの経済的危機に対処するための、あらゆる努力をしなくてはならない。それは単にそうすることが我が国自身にとって有益——繁栄するヨーロッパはイギリスにとって最良の輸出市場となる——だからだけではなく、そうすることによって、我が国とアメリカが利用可能な物質的資源を、ソ連政府が常に自国のために用いるであろう共産主義のプロバガンダに対抗する、ヨーロッパ全般にわたっての重しとするためにも必要なのである。
- (e) 極東においては、アメリカおよびソ連と協力する一方で、我々は 我が国の主導の下に当該地域に利害を持つ中小植民地諸国、すなわ ちフランス、オランダ、オーストラリアの組織化を試みるべきであ る⁽²⁾。

この覚書に述べられたような構想、すなわち西ョーロッパとくにまずフランスをイギリスのパートナー(といっても、もちろん、"equal partner"ではなくあくまでも、"junior partner"であって、主導権はイギリスが握るのだが)として経済面から協力を緊密化してゆき、やがては他の西ョーロッパ諸国、つまりイタリア、ベネルクス、スカンディナヴィア、ギリシャ、トルコまでにこの協力関係をひろげてゆき、それを基盤として米ソに対抗する第3の独立した世界大国の地位、すなわち第3勢力("the Third Force")を構築するという壮大な計画こそが(その細部は全く曖昧ではあるが)、1945年8月なかばにはベヴィンの賛同を得て戦後イギリス外務省の当初の基本的外交構想、いわばすべての外交政策を導きだす「マスター・プラン」として採用されていたのである⁽³⁾。

もちろん、この構想は今の我々の目から見ると、当時のイギリスの持つ経済力とはあまりにも不釣り合いなものではなかったのではあるまいかと容易に想像され、それは結果としては事実でもあり(4)、外務省がこの構想を採用してから、その実現のための実際の行動に出るまでには、ど

こかにこれを物質的に支援してくれるスポンサーが現れてくれる必要があったのであり、1947年6月に公表されたマーシャル・プランこそが、その2年間近くにわたって待ちわびたスポンサーの顕現であるというのが、ベヴィンと外務省の判断であった。アメリカが約束した巨額なヨーロッパ復興のための経済援助により、イギリスはその限られた経済力に対して大きな負担を強いることもなく、自らのリードのもとで西ヨーロッパを米ソに対抗しうる第3勢力に編成するための第一歩たる、地域的経済統合の促進をはかることが可能になると外務省には思われたのである。その手段としてベヴィンと外務省が具体的に期待していたのは、この時点までに当初のマスター・プラン実現のための政策として外務省が採用を決意していた西ョーロッパ関税同盟のマーシャル・プラン実行の過程での構築というものであった(5)。

(なお、ギリシャ、トルコといった初期の構想ではあげられていた国々については、ほぼ同時期に、もはやイギリスはソ連からの干渉に抵抗するための能力を喪失しており、その「保護責任」(というのも勝手ないい方ではあるが、他に適当なことばを思いつかない)をアメリカに肩代わりしてもらうことに成功していた。1947年3月のいわゆるトルーマン・ドクトリンは、これを受けてだされたアメリカ側の、南欧からイラン近辺にかけての、いわゆる"the Northern Tier"と呼ばれる地域への限定的軍事コミットメントをも辞さないという対ソ意思表示である⁽⁶⁾。)

ここで注意しなくてはならないのは、この経済面でのイギリスと西ョーロッパの間の協力推進策として目論まれていたイギリス(および可能ならその自治領諸国と植民地)も含む西ョーロッパ関税同盟構想については、それはあくまでも外務省独自の構想であり、イギリス政府内部、特に大蔵・商務の2大経済官庁からの了承は取り付けられていなかったということであり、この2大官庁の対応が結局は外務省にこの構想の放棄を余儀なくさせることになるのである(*)。

しかしベヴィンがマーシャルの演説を聞いた時点ではまだ、このイギリス政府内部での対立は明確なものとはなっておらず、彼は直ちに西ヨーロッパ諸国のまとめ役として活動を開始し、アメリカ側が要求してきたヨーロッパ人自身による具体的な経済復興計画作成のためのCEECを精力的に組織し、自らその議長役まで努めるという張り切りようであった。そして同年の内にはCEEC発足ほどなくしてアメリカ・フランスの2ヶ国からその中に欧州関税同盟研究部会(a European Customs Union Study Group)の設置を提案してきた時に至っては、彼と外務省が、そのマスター・プランの実現にまた一歩近づいたと思ったのも自然であろう。外務省としてはこの機会を逃さずに、イギリス政府としての欧州経済統合へのコミットメントを公式に明確なものとしたかったのであるが、ここではじめて彼らが直面したのが、商務省と大蔵省からの強い反発であった。

2省の内では、大蔵省の方がどちらかといえば関税同盟に対して好意的であり、一部の大蔵官僚はそれがイギリスの国際収支問題の改善につながるのなら、漸進的な計画によって長期的には関税同盟を形成するような経済協力計画へのイギリスの参加も可能であると考えていたが、彼らとて、その結果がどのようなものになるのか全くわからない構想作りの段階で、関税同盟へのコミットメントを明示することなど考えられないという意見であり、結局は外務省の立場には反対するしかなかった。現段階での関税同盟研究部会でのイギリスの役割は、単にアメリカとフランスを満足させておくだけのものであればよいというのが大蔵・商務両省の意見で、商務省に至っては、もっと積極的に、同部会で関税同盟の現実化に伴う問題を持ち出し、審議の遅延をはかり、終局的には(イギリスの反対によってではなくあくまでもその現実的問題のせいにして)この構想を葬り去ってしまうべきであるとまで考えていた。さらに、このような経済官庁からの非協力的態度に加えて、植民省もコモンウェ

ルスの結束の維持のためには帝国特恵関税制度の維持が不可欠であるとして関税同盟へのコミットメントには反対していた。こうなると、その当然の結果として、CEEC関税同盟研究部会でのイギリス政府代表(これには商務省の官僚があてられた)の立場はフランス、ベネルクスといった国々のそれと比べて著しく微温的な態度に終始せざるを得ず、1947年6月にマーシャルの演説によって、一端は目の前に開かれたかと思われたベヴィンと外務省の構想実現の機会は、結局は翌1948年一年間を通じてゆっくりとしかし確実に閉ざされていったのである。もちろん、この政府内での政策論争の過程はそれ自体、一つの研究に値する問題であり、ここでは詳しい話をしている余裕はない。ここではただ注のなかにこの過程を物語る主な一次史料だけを挙げるにとどめさせてもらい、詳細はまた別稿に譲らせてもらこととする(8)。

本稿に関する限りはとりあえずここまでの話だけで、質問の(1)「1950年までの西ョーロッパの経済復興の中でイギリスが果たしてきた役割とは何だったのか?」への簡単な答えというのは整理しておいてよいかと思う。つまり、西ョーロッパの経済復興はマーシャル・プランによって本格的に始められ、当初イギリス外務省にとってそれは、その「独自の外交政策」の遂行に役立つものとみなされて歓迎され、したがってベヴィンおよび外務省も積極的にリーダーシップを発揮しようとしたのだが、次第に政府内での不一致、つまり経済官庁および植民省の反発からその「政策」が変更、といよりももっとはっきりと「放棄」を余儀なくされてゆくと同時に、もともと自前の経済援助能力には乏しくアメリカの財布を利用させてもらう受益者団体の代表にしかすぎなかったイギリスの西ョーロッパ経済復興計画の中でのリーダーシップは著しく低下していった、ということで1950年までの状況の整理としては充分だと思う。

3

さて、ここまでくると同時に質問の(2)「1950年までに西ヨーロッパの 経済復興と西ヨーロッパの統合運動はいかなる関り合いをもつように なっていたのか?」への簡単な答えというのも示すことができると思う。 これまでのところにも若干のヒントはあったはずである。そう、欧州関 税同盟研究部会が、アメリカとフランスの要求で CEEC の中に設置され たというくだりである。これはつまり、アメリカとフランスの少なくと も 2 ケ国が、その動機こそ異なっていたであろうが、経済復興はすなわ ち経済統合にもつながるべきであるとの考えをマーシャル・プラン発足 の当初より抱いていたことを示している。ここでより注目すべきことは、 スポンサーであるアメリカの意向がそういうものであったという点であ る。フランスがこの時期からこういう姿勢を示していたことももちろん 後で意味を持ってくるのだが、この時点でのフランスの関税同盟構想の 提唱はおそらくはドイツの単独での復興を阻止せんがための枠を早くか らはめておこうという程度の動機に基づくものであり、これがアメリカ との同時提案でなかったなら、とても他国の真剣な関心を引くまでには 至らなかったであろう。

では、アメリカの意向がどうして重要な意味をもっていたのか、そしてそのことを知ることによって、どうして質問(2)への回答が得られるというのか。

簡単にいうと、まず第一に、1947年の夏以来、西ヨーロッパの経済「復興」は、そのスポンサーであるアメリカ、より正確にいえばそのための資金の支出を認可する権限を持つアメリカ議会にとっては、西ヨーロッパ諸国の経済「統合」(integration)という援助の受け手の側の「自助努力」と同時に進められてゆくべきものである、というより、そうされなくてはならないものであるとまで見なされるようになっていたのであ

る。なぜ「統合」が「自助努力」を意味するのかといえば、それは、アメリカ人の側からみれば、18世紀以来の"nation states"が持つ「偏狭」な国境線意識によって2度の大戦を引き起こしたヨーロッパ人たちが、ついに「改心」して、アメリカのような広大にして分権的ではあるが単一の連邦政府を中心に持つ"a united states"への道を歩み始めたという証しと見なすことができたからであり、世界の「アメリカ化」の更なる進展という「福音」の現れとまで考えることができたからである(というか、そのようにでもいわなければ国務省には議会が説得できなかったからだ、というのがより正確な説明であろう)(9)。

第二に、このアメリカの考えに呼応する中小ヨーロッパ諸国、つまりベネルクス諸国が存在し、常にその方向への粘り強い働きかけをおこなったこと、そしてもちろんアメリカ政府側からの不断の干渉もあったこと、さらに、当初は「関税同盟」という過激な形での「統合」の推進にまで熱意を示したイギリス外務省がCEECでのリーダーシップをまがりなりにもとったことによって、それ以後、経済統合の進展と経済復興の進展は、前者に抵抗するイギリスの大蔵省、商務省などがいかに緩慢な消極的な抵抗を試みたところで、切り離したくとも切り離せないものとなったのである(10)。

こういう状況の中で、イギリス外務省は1948年1月(この時にはまだ外務省と商務・大蔵両省間の西ヨーロッパ関税同盟構想をめぐる意見対立は決着を見ておらず、外務省としてはなお、その独自の政策構想の実現に大きな期待を抱いていた)に、米ソに匹敵し両者から独立しうる世界勢力としてのイギリス傘下の西ヨーロッパの形成を狙う政策を、いわゆる"a Western Union"政策として公式に外部に打ち出した(ただし、その重要な骨格である短期的にはアメリカの経済力・軍事力を利用しながらも、中・長期的には西ヨーロッパをイギリスのリーダーシップのもとに統合された、米ソ双方とは独立した第3の世界勢力としてゆくとい

う部分は外部に対してはぼかされたのだが)⁽¹¹⁾。これはまず軍事面では、2月の英仏ベネルクス5ヶ国による集団安全保障条約であるブラッセル条約の締結をへて、最終的には北大西洋条約へと、翌1949年にかけて発展してゆくのだが、その過程で明らかになったのは、皮肉なことに、そのような西ョーロッパ諸国をその傘下にしたがえて第3の世界勢力たらんとするにはあまりにも貧弱なイギリスのもつリソースの限界であった。これも詳しく見てゆくにはあまりにも大きな話であり、詳細は別稿に譲り、ここでは以下に簡単にその経緯だけを説明する。

1948 年になり、 2 月のチェコスロヴァキアでの共産党によるクーデ ター(これは国内に強力な共産党を抱える西ヨーロッパの大陸諸国には 対岸の火事どころではない強い危機感を与えたはずである)、3月から始 まったベルリン封鎖(これまたソ連側の真意が不明確であり、処理を誤 れば大陸で再び戦端が開かれかねない危機であると多くの大陸の人たち には受け止められたはずである)、といった大陸の西ヨーロッパ諸国に とっては見過ごせない危機が襲ったことから、彼らの間には急速に軍事 面での不安感が高まり、この点でのイギリスへの「具体的」な援助の要 請が強くよせられ、この時点ではなお西ヨーロッパ諸国のリーダーたら んとの意欲に燃えるイギリス外務省としても当然、この声は無視できな かった。しかし外務省にとって残念なことに、イギリスの持てる軍事的 資源と、それとは不釣り合いに大きな海外でのコミットメントの存在は、 当時のイギリスの基本的軍事戦略を中東防衛の優先に傾かせており、西 ヨーロッパへの具体的軍事援助や、対西ヨーロッパ軍事コミットメント の明言など不可能であったし、そのような西ヨーロッパ軽視の軍事戦略 自体、イギリスをそのリーダーとして仰がせなくてはならない国々に対 して公開できるものではなかった。したがってイギリスに求められたの は、自らの基本的軍事戦略を変えることなく、そしてそれを明らかにす ることなく、どこか他からの力を借りて、西ヨーロッパ諸国にその求め

る安全の保障を与えることとなったのである。こうして、なんとかこれらの国々を安心させるために、イギリスから積極的に、アメリカ、カナダという北アメリカ諸国を巻き込んだ集団安全保障体制の構築が、あくまでも「当面の打開策」として追求され、それがアメリカ側はまた別の思惑から西ヨーロッパへの軍事的安全保障の供与の必要を自覚し始めていたということと重なり、北大西洋条約の締結、NATOの成立という形をとったわけである⁽¹²⁾。

この過程は、ベヴィンと外務省に対してもさすがにもはや否定できない現実として、イギリスが西ヨーロッパ諸国に対して持ちうる指導力には限界があるという事実を、明確に認識させるものであった。一方で経済面では、この時期すでに述べたような外務省の構想に対する政府内部の反対は着実に強まってゆき、イギリス政府としては、外務省が当初狙ったような西ヨーロッパ関税同盟形成による経済統合推進への積極的関与はできなくなるのだが、事態はそういった西ヨーロッパの経済統合への参加への消極化にとどまらず、むしろ積極的にイギリス経済の西ヨーロッパ経済への依存性を高めないようにしなくてはならないというところまで、180 度の政策転換に至るのである。

1949年夏以降、イギリスは深刻な通貨危機(ドルとポンドの交換性回復による急速な外貨の流出)に直面し、その窮状をアメリカ・カナダからの支援によりようやく切り抜けることができたのだが、この体験はイギリス政府に自身の経済の脆弱性と、北アメリカのドル地域がイギリス経済にとって持つ重要性をはっきり認識させると同時に、この通貨危機に際しても何の助けにもならなかった西ヨーロッパ諸国は、その経済力がイギリス以上に脆弱であり、これらの国々が寄り集まったところで、それは「第3勢力」の基盤となってイギリスを支えてくれるというよりもむしろ、イギリスに負担のみを強いる「お荷物」にしかなり得ないのではないかとの危惧を抱くようになってゆくのである。軍事面でのそのではないかとの危惧を抱くようになってゆくのである。軍事面でのその

「お荷物」性は上に述べたような事情からすでにはっきりと認識されていたし、そのように軍事的に脆弱な地域の経済と自国の経済を「統合」することには、もし東西の対立が、欧州において「軍事化」したときのことを考えると――イギリス自身そのような軍事衝突が欧州で起こることは、偶発的な事故的なものでない限りは、可能性は低いと考えてはいたが――ますますもって消極的にならざるを得なかったというわけである。

以上に見たような相互に結びついた経済的・軍事的要因から、外務省 の 1945 年以来の構想は転換を余儀なくされてゆき、"a Western Union" の政策が華々しく打ち出されてから2年に満たずして、その根本的外交 指針は、世界に散らばるイギリスの帝国・コモンウェルスを独自の権力・ 影響力の基盤として、それを、英米間に存在するとイギリス側が考えた 政治的・経済的・文化的な "special relationship" と結び付けて、自ら は北大西洋条約による北アメリカと西ヨーロッパの提携の間にあって独 自の、特権的な仲介者的地位を保つべきである、というものに変容して しまうのである。この変容が完結するのは 1949 年の 10 月ころであるが、 西ヨーロッパの経済統合という問題に関していうならば、1949年1月ま でに内閣レベルではっきりと、イギリス政府としては欧州の関税同盟に 参加することはできないし、西ヨーロッパとの今後の経済協力は CEEC が発展的に解消してできた存在である OEEC の枠組みの中で漸進的に おこならべきものであり、イギリスの西ヨーロッパ経済統合への関与は、 いざとなれば撤退可能な点以上を超えたものとなってはならないと、 はっきりと結論が下されていたのである⁽¹³⁾。

4

もちろんこのようにしてイギリスが自国の支配下での西ヨーロッパ諸 国の組織化の努力を放棄したからといって、それが直ちに東西対立の中 での、西ヨーロッパの東側への放棄を意味したなどというわけではない。 イギリスにとっては、1949年の秋以降、経済的にも軍事的にも再生し自立した、イギリスのリーダーシップなしでも独力で国際関係の主体となりうるような西ヨーロッパこそが、その期待するものとなったのであり、ここでイギリス(外務省)の戦後の対西ヨーロッパ認識は大きな変化を遂げたといってよいであろう。つまり、西ヨーロッパは、その資源、潜在力を利用して、イギリスが超大国の一角に食い込まんとするための土台とされなくてはならないという(イギリス外務省が勝手に押し付けようとしていた)役割から解放されると同時に、逆に経済的にも、軍事的にも、政治的にも、イギリスに対しての重荷になることのないように、できるだけ早期に自立して独力でソ連・東欧圏に対峙できる存在となることが望まれるようになったのである。

そのような条件を満たす限りにおいて、基本的には西ヨーロッパの国々がその経済の統合をいかなる形で進めようとも、イギリスとして反対をする必要もないのであり、そういう意味では、質問の(3)「1950年までにイギリスにとって西ヨーロッパ統合運動はどういう意味をもつものとなっていたのか」に対しても、ここで部分的な答えが出たことになる。つまり、経済の分野におけるものであれば、それによって西ヨーロッパ経済の復興、さらには西ヨーロッパ諸国の政治的安定をももたらしてくれるような統合へ向けての運動は歓迎すべきものであるが、イギリス自身はそれへの参加の意図は基本的にもたない、またそのような具体的成果が期待できないような(つまり空想的、理想的な)統合運動であっても、それがイギリスにとって特に有害なものであると思われない限りは干渉もしない、というのが、1950年までにイギリスが西ヨーロッパ統合運動に対してとる態度となっていた、とまとめて良いだろう。

ここで忘れてならないのは、先に述べたようなイギリスにとっての西 ヨーロッパの役割の変化というのは、イギリスの、それも主に外務省の 役人たちの頭の中でおこった変化であって、アメリカ政府の積極的な後押しを受け、イギリスのそれまでの西ヨーロッパ重視の政策にも鼓舞されていた、西ヨーロッパ内部で西ヨーロッパの統合を推進しようとしていた人たちの側での、イギリスに寄せる期待、彼らの望むイギリスの役割というものは全く別個のものとして存在しつづけたのである。実際に、西ヨーロッパ諸国では1948年5月のハーグ会議以降、経済にとどまらない政治的統合の推進、欧州連邦創設を求める声が急速に高まりつつあり、当時のフランス外相ビドー(George Bidault)もこの欧州連邦化路線こそが、将来にわたって大陸でのフランスの威信を高め、ドイツの再興の抑止にも役立つものとして大きな期待を寄せはじめていたのである(14)。

しかし、このような「過激」な政治的統合の動きについてイギリス政府は、経済的な統合に対するものとは異なり、当初より警戒感を持ち、 一歩距離をおいた態度で接していた。

まず第一にイギリスの、それも外務省の高官といった人間たち――つまり、その大半がパブリックスクールとオックスブリッヂで教育された人間たちで、当然のように伝統を重んじ、制度の変革というものは一歩一歩着実に手順をふんでこそ初めてなされうるものであると、ほとんど本能的に考えるような人間たち――には、連邦主義によって欧州の政治的統合を一気にめざす、というスタイルそのものが、非現実的で地に足がついていないものとしてまず軽蔑視されたし、依然として自治領と植民地からなる大帝国であるイギリスにとって、欧州の中小国と並んでその国家主権の一部でも超国家的な連邦組織に割譲することなど考えられないことであった。また依然として経済も不安定、したがって政治的にも不安定な大陸諸国とのその時点でのいたずらな政治的関係強化は、すでに述べたようにただ重荷となるだけであるとも当然見なされた(15)。

また、政治的統合の進展に対して特に警戒感が示されなくてはならな

かったもう一つの理由は、大陸諸国のうち、特にイタリアとフランスは 国内に強力な共産主義政党を持っており、そのような状況で、国家主権 の一部を超国家的な欧州機関に委ねることは、そのような超国家的機関 への共産主義者の浸透による情報漏洩の危険という点からも回避されな くてはならなかった。これは政治的な統合についてだけの話ではなく、 軍事的統合も(具体的構想はどこにもなかったが)同じような理由から、 イギリスとしては参加には慎重にならざるを得ないばかりではなく、た とえそれが欧州諸国のみによる試みものであっても、そのイギリスの安 全保障に与える影響が、慎重にはかられた上で、それに対する対応が決 定されなくてはならない性質のものであった(16)。

これで、ようやく質問の(3)までの答えが出せたことになるのではない かと思う。念のために、(3)への私なりの答えをもう一度整理しておくと、 西ヨーロッパ統合の;(a)経済的側面は、安定し自立した西ヨーロッパの 建設につながるものである限りはイギリスにとって、歓迎すべきもので あったが、それとても、イギリス政府自身による参加を意味してはいな かった。脆弱な西ヨーロッパ経済の中に統合されてしまうことは短期的 にはイギリスの負担の増大を意味するものであり、それだけの負担に耐 えうるだけの経済的体力はイギリスには無いことは外務省を含めた政府 各官庁でも理解していた。もちろん、自治領、その他の帝国との関係か らも完全な統合への参加が困難であるとの見方は根強いものであり、西 ヨーロッパの経済復興が統合という形をとる以上は、イギリスは外部か らの協力者にとどまることを意味していた;(b)政治的側面については、 経済的側面以上にネガティヴな態度をイギリス政府としてはとらざるを 得なかった。なぜならそれは現段階では空想的、非現実的であると見な されたし、西ヨーロッパの超国家的機関への政治的権限の譲渡は帝国で ある大国にとっては屈辱ともいえたからである。また強い共産主義政党 を内部に抱えており、国内政治情勢がイギリスと比較して流動的な大陸

諸国の間での政治的関係の強化は不安材料であり、イギリスにとって西ョーロッパの政治統合運動の盛り上がりは、たとえ自国が直接参加しない場合でも必ずしも歓迎できないものであった;(c)軍事的側面については1950年までの時点では議論らしい議論はなかったので、推測によるしかないが、後で見るプレヴァン・プランへの対応からも考えると、政治統合以上に歓迎すべからざるものを意味していたであろう。イギリスの欧州での軍事戦略はNATO、つまりアメリカの参加する"Atlantic Alliance" (大西洋同盟)の強化にその基盤を置いており、それとは異なる西ョーロッパに地域を限定した軍事統合体の誕生がその戦略を揺るがすものとなることを警戒する必要があったのである。

最後に改めて注意しておく必要があると思うが、このようにして、イ ギリスは自らのリーダーシップの下に西ヨーロッパ諸国を糾合して米ソ に伍する "the Third Force"とする政策を放棄し、西ヨーロッパとの関 係は、多大の利害関係は持ちながらも、あくまでも第3者であるという 立場でその統合運動にもかかわってゆくことを決めたわけであるが、こ れによって、その世界戦略の中から独立した大国としての地位を維持せ んとする根本方針がなくなってしまったというわけではないのである。 先に述べたように、イギリスは、一方ではアメリカとの"special relationship"を構築し、他方では経済的復興に向から西ヨーロッパを外部から支 持するという形で、大西洋をまたぐ北アメリカと西ヨーロッパとの間で 特権的地位をもつ「仲介者」となることに独自の存在意義を見出すとい うことを新たな目標にすえたのであり、いわば西側陣営の中で、アメリ カ(北アメリカ)、西ヨーロッパという2つの軸とならんで、第3の軸と してイギリスおよびその帝国とコモンウェルスを位置付け、その3本の 軸が全体としてソ連を盟主とする東側陣営と対峙するという、新しい「あ るべき世界像」を思い描くことによって、なお独立の大国としてのイギ リスの存在を可能にしようとしたのである(17)。

というわけで、ここまできて3つの質問への答えが出揃ったのだが、 まだ話は本編には入らない(入れない)、その前に本稿の目的および対象 をより明確にしておくことが「はじめに」を終わる前に最低限必要なこ とであろう。

5

すでに見たように、戦後5年、マーシャル・プランによる本格的経済 復興の開始から数えるなら、2年たらずの年月で、1950 年代に入るとと もに西ヨーロッパは本格的な統合に向けての歩みをはじめることになっ た。実際、50年代こそは「統合の10年」と呼んでもよいのではないかと 思われるくらい、現在の EU にまでつながる欧州統合のすべての基本的 プランがこの 10 年間に出揃っている。この期間にはまず 1950 年に、最 初の成功した超国家的統合機関創設の試みである、いわゆるシューマ ン・プラン(the Schuman Plan)による、単一の超国家的機関の管理下 に置かれた石炭と鉄鉱の共同市場を参加国間に作りだす「欧州石炭鉄鉱 共同体」(the European Coal and Steel Community: ECSC) 設置にむ けての交渉がスタートし、同じ年の内に、これは無残な失敗に終わった、 いわゆるプレヴァン・プラン (the Plevan Plan) による、西ドイツの戦 力をもその一構成員とし、これもまた超国家的機関の指揮下におかれる ヨーロッパ連邦軍創設を目的とした、「欧州防衛共同体」(the European Defence Community: EDC)にむけての交渉も開始された。そしてこれ ら2つの計画の運命にはっきりと明暗がわかれた決着がついた後、1955 年には、後に欧州経済共同体(the European Economic Community: EEC) と欧州原子力機関 (the European Atomic Energy Organization: EURATOM)を作り出すことになる交渉が開始され、それは2年後の 1957年にローマ条約という形で実を結んだのである。

この10年間、イギリスにおいては四つの異なる内閣が政権を担当し

た。すなわち、1951年10月まで政権の座にあったアトリー労働党政権、1951年10月から1955年4月まで続いた第2次チャーチル保守党内閣、そして、スエズ危機の"débâcle"あるいは、"disaster"の中で崩壊していった、短命に終わったイーデン保守党内閣がその後、1957年1月まで存在し、それを受け継いだマクミラン保守党内閣が、1963年10月まで続く安定政権を維持したわけである。

本稿の主な目的はもちろん、表題にあるように二つめのチャーチル政権が、シューマン・プランとプレヴァン・プランという 1950 年に発表された 2 つのフランス製西ヨーロッパ統合計画に対してどのように対応したのかというを記述し、分析しようということにある。

チャーチル政権の西ヨーロッパ統合運動への対応を記述・分析するといっても、一つの政権というもの構成するのは、実際には、中央官庁の高級官僚たちおよび、何らかの形で政権内で影響力を行使しうる職業的政治家たちだけに限定した所で、なお、数百、ひょっとしたら千の桁になるかもしれないたくさんの人間たちである。

したがって、私という個人が持つ能力の限界が、何らかの形で対象の窓意的な限定をすることを命じるわけであり、ここで私が選択した対象というのは、何といっても首班であるチャーチル(Winston S. Churchill)その人および、チャーチル政権の中でも特に、この西ヨーロッパ統合問題について積極的関心を示した閣僚級の職業的政治家であり、後になっても彼らのこの問題への関心のありようが、イギリスの外交政策のあり方全体についても大きな影響を与えたであろうと予想され、したがってこの話にしめくくりをつけた後、さらに1950年代後半から1960年代にかけての西ヨーロッパの統合の進展とイギリスの対応を検討していくことを、私が望んだ場合に、ここで彼らの対応について記述・分析した結果についての知識を活用できるような、そういう2人の男である。具体的にいうと、当時外務大臣であり、近い将来にはチャーチルの後継者と

なることがもはや公知の事実となっていたといってもよい、イーデン (Anthony Eden)と、この第2次チャーチル政権において初入閣し、当時は住宅相でしかなかったがこの任務において目覚ましい業績をあげ、急速に閣内での発言力を増していったマクミラン (Harold Macmillan)の2名である。なぜこの2名の対応が特に注目に値するのかというと、実際に閣僚レベルでの対西ヨーロッパ統合問題での議論らしい議論は、ほとんど常にこの3人の間でしか起こらなかったということが第一の理由、そして第2にくり返しになるが、この2名がチャーチルにつづいて首相を努め、彼らの在任中に西ヨーロッパ統合と世界に広がる大国としてのイギリスの将来をめぐる外交の針路は大きな転換を遂げることになったのであり、したがって今後の私自身の研究の進展にとって、この時期からの彼らの西ヨーロッパ統合問題および外交全般の指針についての考え方を知っておくことが、非常に役に立つと思われたからである。

後に私が物語るように、この3名の西ヨーロッパ統合問題についての対応は3名それぞれに個性的なものであり、したがって、彼らの間には、ここで取り上げる期間を通じて、ECSC と EDC をめぐるイギリスの外交のあり方について絶えず議論が見られた。最終的に 1954 年末までにイギリス政府が選択した対 ECSC、対 EDC 政策というものは、基本的には外務大臣であったイーデンの構想に多くもとづいたものであったが、なぜイーデンの提唱した対応が政府の政策として採用され得たのかを知るためにはやはり、そのような選択に至るまでにどのような異なる選択肢が政府の内部で、しかも閣僚レベルという高度な政策決定段階で、チャーチル、マクミランらによって提案され、それらがどのように議論され、どうしてそれらがイーデンおよび外務省から見て受け入れ難いものであったのかということを知る必要があるのではないかと私は思うのである。

また、副次的な目的としてせっかくここに至るまで、大量のページを

消費して、1950年までの労働党政権下でのイギリス外交と西ヨーロッパの統合との関係を説明してきたのであるし、これから、そういう風に変遷を続けてきた労働党の政策の下で、まず2つのフランス製西ヨーロッパ統合プランに対するイギリス政府の対応がどのように決定されたのかも、背景として物語るつもりなのだから、その内容と、チャーチル政権が結果的に採用した対応との比較もして見たいと私は思っている。1951年10月に政権をチャーチルに譲るまで、シューマン・プランの場合で、一年半、プレヴァン・プランの場合でも一年近い期間、アトリー政権はそれらのプランとの付き合いをする必要があったのであり、彼らがその間にとった対応姿勢は、諸外国に対してはイギリスの対外政策として公に認知されたものであり、後を引き継いだチャーチル政権に対しても、相当の拘束力を持つ政策決定の枠組みとしての機能を果たしたはずである。したがって、チャーチル政権の西ヨーロッパ統合への対応の分析は、アトリー政権のそれとの比較を不可欠のものとするというべきであろう。

そういうわけで、以下、まず第1章においては、本編たる1951年から1954年の期間の出来事の背景として、アトリー労働党政権のECSCとEDCに対する政策が、かいつまんで語られる。簡単にまとめると、労働党政権はこれら2つの連邦式(あるいは超国家主権的な)統合計画に対して、当初のわずかな期間ためらいを見せた後、結局は、「直接の構成国としての参加には至らないが、可能な限りの緊密な協力関係」(the closest possible association short of direct membership)を築くことを追求するという政策を採用することになる。ここでは、この政策の採用の背景にあった動機の分析をおこなうことにする。

それが終わった後で、第2章に入り、そこではチャーチル政権の対 ECSC 政策がどのようにして形成されていったかを分析する。これは2 段階に分けておこなう予定である。最初にまず、いわゆる"the Eden Plan"と、イギリス政府が呼んだ、イギリス政府と ECSC の間に、既存の(超国家的でない、非連邦的な)政府間協力機構を利用してリンクを作ろうという計画の誕生からその挫折までが物語られる。ここでは特に、イーデンとマクミランとの間での西ヨーロッパの統合にいかに対すべきかの考え方の違いが現れ、分析されるであろう。第2の段階では、イギリス政府による ECSC との間に公式の条約による関係を築こうとする努力が描かれ、政府が当初の大胆な計画から、各種の国内の利害によって撤退せざるを得なくなる過程が分析される。

その次の第3章では、チャーチル政権の、対 EDC「協力」政策の形成 過程が分析される。そして続く第4章では 1954 年 8 月に EDC が失敗に終わった後の、イギリス政府による、ドイツ再軍備を可能にしながら、 同時に大西洋同盟、つまり NATO の枠組みを維持するような EDC の代替物創造のための努力、結果としての西ヨーロッパ連合(the Western European Union:WEU)の成立の過程が描かれる。これら 2 つの章では、政府内での意見の対立は主に、イーデン対チャーチルという図式で現れ、そのようなものとして分析される。

最後に、この物語にけりをつけるために、結章においてチャーチル、 イーデン、マクミラン 3 人の政策構想の比較がなされ、同時に保守党政 権と労働党政権の対西ヨーロッパ政策の間の比較も行われることになる だろう。そして、なぜイギリス政府は、1951 年から 1954 年にかけてここ に記述するような政策を採用したのかという疑問への回答の試みが提示 されて、この物語は幕となるはずである。

注

(1) マーシャル・プランによるイギリス及び同プランに参加した西側ヨーロッパ諸 国が受けた経済的恩恵については、Henry Pelling, Britain and the Marshall Plan, (1988, Macmillan), Sir Ales Cairncross, Years of Recovery, (1985, London), Alan S. Milward, The Reconstruction of Western Europe, (1988, London) などを参照せよ。またアメリカ側のマーシャル・プランに込めた意図については、Michael Horgan, 'The Search for a "Creative Peace": The United States, European Unity, and the Origines of the Marshall Plan' in Diplomatic History, (1982, no. 3), Horgan, 'Paths to Plenty: Marshall Planners and the Debate over European Integration, 1947-1948' in Pacific Historical Review, (1984, no. 3)及び、Armin Rappaport, 'The United States and European Integration: the First Phase' in Diplomatic History, (1981, no. 2) などを参照せよ。

- (2) FO371 50912 U5471, memo. by Sargent, 11 July 1945; 'Stocktaking after VE day'.
- (3) FO371 49069 Z9595, record of F. O. meeting, 13 Aug. 1945. FO371 44557 AN2560, Minute by O. Sargent, 1 Oct. 1945.
- (4) ちなみにイギリスが第 2 次大戦で被った経済的損失は次のようなものであった。輸出は 1938 年の 4 億 7 千百万ポンドから 1945 年には 2 億 5 千 8 百万ポンドへと減り輸入は同期間に 8 億 5 千 8 百万ポンドから 12 億 9 千 9 百万ポンドへと増えた。対外債務は 33 億 5 千 5 百万ポンドへと 5 倍に増大し、12 億 9 千 9 百万ポンドへと 1 応失われたと推定されている。また金備蓄もほとんど費消された。 Paul Kennedy, The Realties Behind Diplomacy, (1985, London), pp. 317-318. David Reynolds, Britannia Overruled British Policy & World Power in the 20th Century, (1991, London), pp. 151-152.
- (5) FO371 45731 UE3683, FO minute by Hall Patch, 10 Aug. 1945. FO371 62398 UE416/G, CP (47) 35, memo. by Bevin, 'Economic co-operation with Western Europe'. BT11/2631 CRT3632/1945, general policy file concerning France and the UK. (45-46.), enclosing copy of FO371 Z7099/65/7. record of meeting between FO, BT, Treasury etc., 9 Aug. 1946.
- (6) Alan Bullock, 'Ernest Bevin: Foreign Secretary', (1983, London), pp. 370-371.
- (7) FO371 67724 Z4670, letter by Sargent, 16 May 1947. CAB129/37 (1), CP (49)
 208, memo. by the Foreign Secretary, 'European Policy', 18 Oct. 1949.
 CAB129/37 (1), CP (49) 203, memo. by the Foreign Secretary and the

- Chancellor of the Exchequer, 'Proposals for the Economic Unification of Europe', 25 Oct. 1949. FO371 73097 Z6885, Harvey (Paris) to Sargent, 20 Aug. 1948. FO371 73097 Z7234, minute by Kirkpatrick, 24 Aug. 1948. FO371 73060 5543, FO minute, 'Western Union', July 1948. FO371 73060 5801, Harvey to Kirkpatrick, 26 July 1948 and minute by Jebb, 2 July 1948. CAB128/13, CM68 (48) 4, 4 Nov. 1948. John Kent and John Young, 'British Policy Overseas: The Third Force and the Origines of NATO in Search of a New Perspective', in Heuser, B., and O'Neil, R., (eds), Securing Peace in Europe, 1945–62, (1992, London), p. 52.
- (8) FO371 62552 UE7147, FO minute by Hall Patch, 7 Aug. 1945. FO371 62552 UE7116, Caine (CO) to FO, 14 Aug. 1945. FO371 62555 UE10765, FO minute on European Customs Union FO371 62555 UE11531, minute by Hall Patch, 8 Nov. 1947. FO371 62723 UE10878, enclosing EPC (47) 6, 3 Nov. 1947.; United Kingdom Study Group on Customs Union, Draft Interim Report. FO371 62723 UE10729, a note by CO for UKSGCU, 3 Nov. 1947. FO371 62723 UE10734. redraft of the Interim Report of UKSGCU, 4 Nov. 1947. FO371 62723 UE10816, EPC (47) 11, Cabinet Economic Policy Committee, Customs Unions: 'Interim Report of the Interdepartmental Study Group', 6 Nov. 1947. FO371 62723 UE10878, minutes of EPC (47) 6th mtg., 7 Nov. 1947. FO371 67673 Z9053, FO minute, record of FO meeting, 8 Oct. 1947. BT11/3493 CRT2136/1947, European Economic Cooperation Cmmittee (EECC), Sub-Committee on Integration, C. W. Sanders (BT) to J. Helmore, 13 Sep. 1947. H. J. B. Lintott to Helmore, 15 Aug. 1947. Lintott to Clarke (T), 15 Aug. 1947. BT11/3600 CRT3319/1947, Customs Union Working Party, sub-committee for EECC. (47 -49), CU (47) 6, 11 Oct. 1947, note by the Colonial Office; 'The Clonies and a Customs Union'. note by Sanders (BT), 23 Sep., 1947. minute by Helmore, 22 Sep. 1947. copy of Bevin to Attlee, 5,16, Sep. 1947. TN (P) (47) 160, 8 July. 1947. T236/804 OF265/2/15/5, Examination of possible customs unions. December 1947 - January 1948.
- (9) Horgan 及び Rappaport の上掲雑誌論文参照。
- (10) ベネルクス、特にベルギーの欧州経済統合推進への積極姿勢については、 Pierre-Henri Laurent, 'America's Ally, Britain's Opponent: Belgium and the

- OEEC/EPU Debates, 1947-1950' in Millenium: Journal of International Studies, (1987, no. 3)及び、Paul-Henri Spaak (当時のベルギー外相)の回想録、The Continuing Battle, (English Translation, 1971, London), Chaptor 23, 'The Marshall Plan and OEEC' 等を参照。
- (II) CAB129/23, CP (48) 6, memo. by the Foreign Secretary, 'The First Aim of British Foreign Policy' 4 Jan. 1948. CAB129/23, CP (48) 8, memo. by the Foreign Secretary, 'Future Foreign Publicity Policy', Jan. 1948. FO371 73045 Z273, FO to Washington, 13 Jan. 1948. FO371 73047 Z1308/G, despatch by Bevin (draft), 13 Feb. 1948. (15) FO371 62555 UE12502, Memo. by R. B. Stevens, 22 Dec. 1947., minutes of 22 Dec. 1947-10 Jan. 1948. FO371 67673 Z8029, FO minute, 8 Sept. 1947. FO371 73048 Z1404/G, minute by Roberts, 9 Feb. 1948.
- (12) Kent and Young, op. cit., pp. 53-54. John Baylis, *The Diplomacy of Pragmatism*: Britain and the Foundation of NATO, 1942-1949, (1993, London), Chaptors 5, 6, 7, 8 and 9.
- (13) 関税同盟の放棄について: Kent and Young, op. cit., p. 52. FO371 73060 5801, Harvey to Kirkpatrick, 26 July 1948 and minute by Jebb, 2 July 1948. FO371 73061 Aug. 1948. BT11/3600 CRT3319/1947, Customs Union Working Party, sub-committee for EECC. (47-49); minute by Jardine, 16 Dec. 1948. note by BT, 8 Jan. 1949. copy of FO telegram, 29 Dec. 1948. minute by Jardine, 17 Dec. 1948. CAB134/220, EPC (49) 5th mtg., 26 Jan. 1949., CAB128/16, CM (62) 49, 27 Oct. 1949. CAB134/220; EPC (49) 5th mtg., 26 Jan. 1949. 49 年 10 月の政策 転換について: CAB134/220; EPC (49) 24th mtg, 1 July 1949. EPC (49) 27th meeting, 7 July, 1949. CAB129/36, CP (49) 185, 191. and CAB128/16, CM55 (49). CAB128/16, CM48 (49) 2, 25 July 1949. CAB128/16, CM53 (49) 1, 29 Aug. 1949. CAB128/16, CM62 (49) 6, 27 Oct. 1949. CAB129/37 (1), CP (49) 208, memo. by the Foreign Secretary, 'European Policy', 18Oct. 1949. CAB129/37 (1), CP (49) 203, memo. by the Foreign Secretary and the Chancellor of the Exchequer, 'Proposals for the Economic Unification of Europe', 25 Oct. 1949. CAB128/16, CM (62) 49, 27 Oct. 1949. FO371 76384 W3114, PUSC (22) Final : 'Third World Power or Western Consolidation', 9 May 1949. FO371 76385 W4707, PUSC (51) Final: 'Anglo-American Relations Present and Future',

論説

- 24 Aug. 1949. FO371 76385 W4640, PUSC (48) Final: 'Western European International Organization', 24 Aug. 1949.
- (14) John Young, France, the Cold War and the Western Alliance, 1944-1949, (1990, London), pp. 211-213.
- (15) FO371 73095 Z4416, memo. by Mason, 23 Feb. 1948. FO371 73095 Z4416, circular despatch by Bevin, 22 Mar. 1948. FO371 73097 Z6885, Harvey (Paris) to Sargent, 20 Aug. 1948. FO371 73097 Z6885, letter by Kirkpatrick, 28 Aug. 1948. FO371 73097 Z7234, minute by Kirkpatrick, 24 Aug. 1948. FO371 73060 5801, Harvey to Kirkpatrick, 26 July 1948 and minute by Jebb, 2 July 1948. CAB128/13, CM68 (48) 4, 4 Nov. 1948. CAB128/16, CM62 (49) 5, 27 Oct. 1949.
- (16) FO371 76385 W4640, PUSC (48) Final: 'Western European International Organization', 24 Aug. 1949.
- (17) CAB128/17, CM29 (50) 5, 8 May 1950.

第1章 フランス製西ヨーロッパ統合プラン2種に対して アトリー政権はいかにして対応したのか?

1

さて、すでに述べたように、チャーチル政権の欧州統合に向けての連邦主義的な運動への対応の中を覗きこむ前にしておかなければならないことというものがあって、それはつまり、前政権がいかなる関係を、イギリスとそのような統合運動との間に、どういう理由から築き上げていたかということである。

まず、ECSC と労働党政権下のイギリスの関係であるが、ECSC の始まりというのは、1950年5月9日に、当時のフランス外相シューマン (Robert Schuman)が、参加国の石炭および鉄鉱産業を管理する超国家的機関の創設を求める計画、つまり後に提唱者の名前をとってシューマン・プランと呼ばれることになった計画を発表したことにある。もちろん、マーシャル・プランを始めとする、こういった他国間にまたがる各

種政治的=経済的プランというものは、その素案を読み上げることによって、そこにその名前を残すことになる職業的政治家個人一人の手になるものであるはずがないのであって、このシューマン・プランもまたその例外ではなく、実際は戦後フランスの経済復興のために西ヨーロッパ経済の統合という道を選んだジャン・モネ(Jean Monnet)を中心とする政策集団の手によって準備されたものであった。

このプランの背後にフランス政府が(少なくともシューマンおよびモ ネが)持っていた動機は簡単にいって3つの異なるものに整理できる。 まず第一に、シューマン・プランは、単一の超国家的管理機関のもとで 敗戦国西ドイツに戦勝国フランスと対等の取り扱いを許すものであり、 石炭・鉄鉱という基幹産業において両国経済を不可分のものとすること により、両国間の武力紛争の再発防止にも役立つ、つまりフランス外交 精年の課題である仏独間の和解を作り出すための理想的な道具として構 想されたものであった。第2に、フランスにとってプランが持つ経済的 な魅力も大きなものであった。なぜなら、この計画が軌道に乗れば、フ ランスは西ドイツの豊富な石炭・鉄鉱資源を、正当に自国の経済復興の ために利用できることになるのであり、仏独2ヶ国の最も産業の発展し た地域――ロレーヌ地方とルール地方――を単一の超国家的市場として 結び付けることができ、両国の資源のより効率的な利用が可能になるは ずであると考えられたからである。すでに、1949年末には、西ヨーロッ パの鉄鉱と石炭の生産量は過剰生産の域に達しており、両産業において、 何らかの生産調整も必要であるとの感が持たれていたのである。フラン ス政府がこのプランを公表した背後にあった第3の、そして最大の動機 は、そういった素朴な経済的利益への関心とは異なる、政治的・外交的 な次元にあった。モネが、そしてシューマンが、このプランの提示にあ たって実現したかった最大の目的というのは、西ドイツの復興に当たっ ては、国家主権こそが国際関係においては最も尊重されるべき基本的単 位であり、主権において諸国家は平等であるという国際法のこれまでの原則が破壊され、西ドイツの経済的独立が永続的な(しかし、西ドイツ国民の自尊心を傷つけることの無いような形で)規制を受けることであり、それによって、将来、強力な独立した西ドイツが誕生しそれがフランスへの脅威となるようなことを未然に防止するということにあった。

しかし、このようなプランの「超国家主権的性質」(supranationality) に対してイギリスが反対するであろうということは、モネにも、それま での CEEC および OEEC での、欧州関税同盟をめぐる議論でのイギリ ス代表の態度等から事前にはっきりと予想されたことであった。した がって、モネはこの点での妥協が絶対に有り得ないように、プランの提 唱の当初より、"supranationality"の原則は交渉の余地の全くない。 シューマン・プランの大前提であるとの態度を明示したのである。シュー マン・プランはイギリスを含むすべての西ヨーロッパ諸国に向けて提示 されたものであるが、以上に述べたフランス側の動機・目的を読んでい ただければすぐにおわかりのように、フランスにとって本当に必要な参 加国は、西ドイツだけであったのであり、この妥協の余地のない"supranationality"の原則を前提条件とすることによってイギリスを排除 することになっても、フランスとしては痛くもかゆくもなかったのであ る。イギリスがもしもこの原則を受け入れるのなら、もちろんフランス としてもそれを歓迎はするが、この原則を受け入れられずに外部にとど まることになってもそれはそれで別にかまわない、というのがフランス の当初からの姿勢であり、このフランス側の硬い意思が、イギリス側の 対応の余地を最初から極めて限られたものにしていたとはいえるである う⁽¹⁾。

一方、このプランを事前の協議など全くなしに、だしぬけにシューマンによる公式発表という形で突きつけられたイギリス側にしても、プランへの参加は、この時点までに完成していた(そして私がこれまでにし

つこく紹介してきた)、彼らの対西ヨーロッパ政策の基本構想(1949 年秋までのそれを"version 1"とするなら"対西ヨーロッパ政策 version. 2"といってよいだろう)に照らす限り、経済的にも、軍事的にも、政治的にもたいした利益をもたらすとは考えられなかった。

まず経済的にどのようにたいした利益がなかったのかだが、ほとんど 本能的に、イギリス政府の経済官僚たちは、このような野心的なプラン を現実のものとするための実務上の問題が山積するであろうありさまを 想像し、プランへの嫌悪感を隠さなかった。またプランは、イギリス自 身もそれに対するコミットメントを明示していた開放的な多国間貿易体 制の構築という IMF―GATT および予定されていた ITO の下での国 際経済体制の原則とは両立し得ないのではないかとの意見も見られた。 しかし、より重要だったのは、労働党の"対西ヨーロッパ政策 ver. 2" と一組になっていた国際経済政策との両立が困難であると見られたとい うことである。つまり、1949年夏の過酷な外貨危機、そしてポンド切り 下げという事態に直面したイギリスがその年の秋に選択した、北アメリ カのドル地域とイギリスの支配するスターリング地域との「協力」(とい うのはイギリス人の自尊心がそういうことばを使わせているわけであっ て事実は「依存」といった方が近いが)に経済的活路を見出し、まだま だ脆弱な西ヨーロッパ経済への依存度を高めないようにするという政策 からいって、石炭・鉄鉱という基幹産業を、西ヨーロッパと、しかも完 全に超国家的な形で統合するということは有り得ないものだったのであ る。この政策の下でヨーロッパについて期待されていたのは、OEEC を 涌じた政府間協力の地道な進捗であり、シューマン・プランのような中 央集権的な超国家的経済統合は(それへのイギリスの参加の有無という ことを考えるならば)最も歓迎されないものであった。(ただ、当初大蔵 省では蔵相のクリップス(Sir Stafford Cripps)がイギリス政府として も交渉に参加して、シューマン・プランを、イギリスから見て好ましい ようなものへと「修正」させるべく働きかけることを主張したが、これ に対してはそういう「妨害工作」は、何の成果も得られないばかりか、 フランス人を怒らせ英仏関係を悪化させるだけであるとの外務省の反論 によって却下された。)

次に、軍事的見地から見た場合の ECSC のイギリスにとっての意味であるが、プランそのものについていうならば、それが仏独間の和解につながるのなら、それは西ヨーロッパの防衛を全体として強化しこそすれ、それをそこなうというようなことは考えにくいので、歓迎すべきものであった。しかし、それへのイギリスの参加の是非ということになると石炭・鉄鉱という基幹産業の統合による大陸との関係強化の「行き過ぎ」は、第2次大戦の時のように大陸が敵対勢力(この場合当然、それはソ連ということになるが)の支配下に落ちた時のイギリスの生存力を大きく損なうことになると考えられた。したがって、軍事的見地からは、ECSC には参加すべきではないというのがイギリスの軍部の考えであった。(もちろん、これはあくまでも仮定の話であって、イギリス政府がこのように考えたからといって、彼らが、ソ連による大陸での軍事行動の可能性が差し迫った危険であると見なしていたというわけではない。ただあくまでも最悪のケースとして想定しただけのこととである。)

政治的見地からいうと、ECSC への参加はイギリスとしては受け入れがたいほどの連邦主義的欧州統合運動への関与を意味するものと考えられた。そして、イギリスから見るとそのような政治的統合運動には内部に強い容共的要素が混じっており、そのような運動は長期的には、西ヨーロッパでの中立的なあるいは親ソ的な第3勢力の形成へとまで、つながりかねないと怖れられていたのである。こうして、フランスによる「超国家主権性」の原則への事前のコミットメントの強い要求に伴う問題によって、イギリスは1950年6月からパリで開始された、フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクスの6ヶ国によるECSC設立に向けての交渉

からは、自らを除外したのである(2)。

当初、イギリス政府はこの交渉はいまだかつて見られたことの無いような超国家的経済統合体を創造するという野心的な試みに伴う実際上の困難さから、やがて行き詰まるであろうと考えており、交渉が決裂した時にイギリス側から代案を提示できるように、官僚からなる委員会を組織し、その準備を開始させていた。しかし、この予想は裏切られ、早くも7月の末までには、6ヶ国は主要な点に関しての合意に到達し、イギリスとしてもより建設的な態度でシューマン・プランを支援する姿勢を示すことが必要になった。ECSC はもはや、遅かれ早かれ成立することがほぼ確実となったのであり、その前提の下で、イギリスとして、プランの最大の効能である仏独の和解が確実に成し遂げられるように、できる限りの協力をおこない、プラン参加6ヶ国および、このプランを西ョーロッパ諸国の本格的な統合に向けての自主的努力の現れであると見なし、当初より強い支持を与えていたアメリカに対して、イギリスの対応は決してネガティヴなものではないという印象を与えることが必要であると考えられたのである。

このようにアメリカ・西ヨーロッパの双方に対して好印象を与えることは、すでに述べた労働党政権の"対西ヨーロッパ政策 ver. 2"から導き出された、イギリスにとっては大西洋をまたいで北アメリカと西ヨーロッパの掛け橋・仲介者となることこそが、その国際的影響力確保のための効果的な針路であるという結論から生じる必然的な要請であった。こうして、1950年8月には、外相ベヴィンはシューマンに対してまず非公式な形でイギリスとしては ECSC との間での何らかの協力関係(association)を構築したいという意思を伝え、その一年後、労働党が政権の座を去る直前の 1951年9月にも、この姿勢は再確認された。チャーチル保守党政権が誕生した 1951年10月にはすでに同年4月に ECSC を設立するための条約は6ヶ国間で調印されており、フランス国民議会も12

月には同条約を批准する運びとなっていた。したがって、労働党政権下で ECSC 側に公約された協力関係が具体的にどのようなものとなるのかを決定する仕事は保守党政権のものとなったのである⁽³⁾。

2

結果的にECSCを産み出すことに成功し、その後のEEC、EUR-ATOM を経て、現在の EC、EU に至るまでのヨーロッパの統合の出発 点となったシューマン・プランについては、少しでも現代史を学んだ人 なら、詳しくは知らなくても名前ぐらいは耳にしたことがある人も多い だろうが、プレヴァン・プランとなると、ぐっと知名度は落ちるのでは ないかと思う。プレヴァン・プランはこれもシューマン・プラン同様、 それを、1950年 10 月に世界に向けてアナウンスした当時のフランス首 相、プレヴァン(René Plevan)の名前をとってそう呼ばれるようになっ たものであり、実際の考案者が、モネを中心とする政策集団であったと いう点も全く同じである(ただ違うのはシューマン・プランの場合その 公表、条約の調印、実際の ECSC の設立、その運営という過程のすべて にわたって、実際の設計者であるモネが終始、熱意をもってことにあたっ たが、プレヴァン・プランの場合、モネは構想を作ったのみで、その後 の交渉、条約化といった過程には全く関与しなかった。これは彼自身の 好みがあくまでも経済的統合にむいていたことと、プレヴァン・プラン の場合さすがのモネもその成功の可能性は低いと考えたこととに起因し ていると思われる)。フランス側の同プラン提案の動機は、朝鮮での開戦 による(一時的)パニックともいえる状態で、西ヨーロッパ諸国の対ソ 通常軍備力の不足を痛感したアメリカ政府が突きつけてきた、西ドイツ の即時再軍備という強い要求に直面して、西ドイツの軍事力にできる限 りの拘束条件をはめることによってその脅威の再燃を防止し、ドイツ再 軍備というとてつもなく苦い薬をフランス国民にとって何とか飲み込め るようなものにしたいという欲求であった。

1950 年 9 月にニューヨークで開かれた NATO 理事会の際に、アメリ カ政府側から突然に提案された、(イギリスを含む)西ヨーロッパ諸国に 対してのアメリカからの軍事援助と軍事的コミットメントの増大と引き 換えに、西ドイツを NATO に加盟させるという形でその即時再軍備を 実現したいという要求に対して、当初、フランスはもちろんのこと、イ ギリス政府も強い拒否反応を示した。実のところ、労働党政権としては すでに1950年の5月までには、西ヨーロッパ陣営の一員としての西ドイ ツの再軍備は「いずれ」不可避でもあるし、望ましいことでもあるとの 結論に内閣レベルで到達していたのであるが、それはあくまでも「いず れ」の話であって、9月のアメリカ提案のような早期の再軍備は全く考 えられていなかった。東ドイツはすでに警察軍という形で事実上の再軍 備に着手していたし、西ドイツ自身の安全保障およびヨーロッパ全体の 安定という観点からも、西ドイツを永遠に巨大な軍事的真空地帯として おくことはとても不可能なことであるとはイギリス政府にも理解されて いた。それゆえにイギリス政府としても、具体的な西ドイツの再軍備に 向けての構想はすでに練り始めており、9月の段階でニューヨークの NATO 理事会に臨んだベヴィンは、その第一歩としての 10 万人規模の 志願制による西ドイツ武装警察の設立を認めるという提案を携えていた のである。しかし、イギリス政府の西ドイツ再軍備構想は、まずこの種 の警察軍からはじめて段階的に時間をかけて整備してゆく必要があり、 その際にも、ドイツの軍事的脅威が再燃することのないように、できる 限りの予防的拘束措置を講じなくてはならないというものであり、アメ リカが要求した西ドイツの NATO 加盟および、その即時完全再軍備と の間の隔たりは極めて大きなものだった(4)。

イギリスにとっても、究極的には、西ドイツを NATO の軍事機構に組 込むことによって、その潜在的軍事力を西ヨーロッパの防衛力強化に役 立てると同時に、その西側陣営への政治的コミットメントを確固たるものとして、独立した西ドイツが独自の外交路線をとったり、あるいは東側の影響力下に置かれてしまうことを避けるというのが、西ドイツについての最重要な外交的課題であった。しかし、この目標の実現はいくら急いだとしても1954年までは困難であると考えられていた。その理由というのは;(a)イギリス国民を含む多くのヨーロッパ人の記憶にはなおドイツ軍国主義の脅威が生々しく残っていると考えられたこと;(b)将来、再軍備された西ドイツが再び西側に対する軍事的脅威になることへの抑止力として、イギリスを含む他の西ヨーロッパ諸国自身の本格的再軍備をまず行っておく必要があると考えられたこと;(c)急速な西ドイツの再軍備はソ連をいたずらに刺激する危険があると考えられたこと、の3つがあげられる。

それでも、アメリカ政府が西ドイツの即時再軍備を認めることの交換条件として提示した大規模な対西ヨーロッパ軍事援助の魅力には、イギリスとしても抗しがたいものがあった。さらにアメリカ側はアメリカ軍人をヨーロッパ NATO 軍最高司令官(a Supreme Allied Commander in Europe: SACEUR)に任命することもこの取り引きの条件に含めており、自らのヨーロッパ大陸での軍事的コミットメントには消極的で、常により明確な形でのアメリカの西ヨーロッパ防衛へのコミットメントを欲していたイギリス政府にとっては、この点でもアメリカの要求を直ちに拒否することは困難であった。こうして、ニューヨークのベヴィンとロンドンの他の閣僚たちとの間で、数日間にわたる電文によるやり取りが行われた後、アトリーは最終的に、西ドイツの再軍備についてのアメリカ提案に「原則としては」同意するが、実際の西ドイツ軍構築のための話し合いは別に行われるという線で妥協して、その具体的交渉の中で、何とかイギリスの意向をより反映させた形での西ドイツ再軍備を模索するというベヴィンの提案に、渋々とではあるが、賛成するしかなかっ

たのである(5)。

一方、フランスにおいては政府レベルでも大衆レベルでも、西ドイツ の軍事力の再興への危機感はイギリスにおけるそれよりも非常に根深い ものであり、西ドイツの NATO 直接加盟というアメリカの提案への拒 否反応は、はるかに強烈であった。しかし、彼らにしてもここでアメリ カ提案をただ断固として拒否するだけ、という非協力的な姿勢を貫きと おすわけにはいかない事情があった。すなわち、そのような否定的姿勢 をとって、いつまでも西ドイツを対等で独立の国家と見なさなかった場 合、西ドイツ側の対仏感情を悪化させてしまう危険があり、そうなれば、 当時順調に進行中であったシューマン・プランの実現に向けてのプロセ スにも支障をきたすのではないかという懸念が持たれたのである。した がって、フランス政府としては、フランス国民のドイツ軍国主義への危 機感を煽ることの無いような形での西ドイツ再軍備のための方法を発見 する必要が生じたのであり、その結果、誕生したアメリカ案への対案が 10月に発表されたプレヴァン・プランであった。同プランが描いた青写 真によれば、発足時の構成兵力10万人からなる、単一の超国家的な「ョー ロッパ軍」(a European army)が欧州の NATO 軍とは別個に組織され、 西ドイッ人からなる部隊はすべてこの「ヨーロッパ軍」に所属し、NATO 軍には西ドイツの戦力は、一切参加しないものとされていた。この「ヨー ロッパ軍」を指揮する権限は、それ自体、超国家的な存在として選任さ れる「ヨーロッパ防衛大臣」(a European Defence Minister) のものと され、主権国家としての西ドイツの軍事力が強化されることの防止策と して、「ヨーロッパ軍」に属する参加各国の将兵は、可能な限り小規模な レベル(フランスの希望としては大隊レベル)で混成された部隊を構成 し、西ドイツは独自の参謀本部を作ることができないようにされていた。 そしてドイツのみがこの「ヨーロッパ軍」にすべての兵力を所属させる 義務があり、他の参加諸国は独自の国防軍を別個に保有する権利は留保 するものとされていた⁽⁶⁾。

このフランス製のプランに初めて接した際のイギリス政府の反応は、 その実行可能性について極めて懐疑的なものであり、アトリー内閣全体 の意見としては、プレヴァン・プランへのはっきりしたコミットメント も、プランに対する干渉も、どちらもイギリスとしては避けるべきであ るというものであった。シューマン・プランの時と同様の超国家主権性 の原則からも、そしてアメリカ、イギリス、西ヨーロッパを結び付ける NATO による大西洋軍事共同体の育成にその対ヨーロッパ軍事戦略の 基本を置き、非ヨーロッパ世界、特に中東と極東に依然として多大の軍 事的コミットメントを持つイギリスの世界的大国としての立場からも、 当然この「ヨーロッパ軍」にイギリスが自ら参加することは有り得ない という見解で政府内部は完全に一致していた。そして大半の政府関係者 は、イギリスとしてはこのフランス案にことさら関ることなくただ放っ ておきさえすれば、このような野心的、というよりもほとんど空想的な プランは自然に失敗するであろう、という見方をとっており、これは極 めてイギリス的なシニカルなリアリズムとフランス人への軽蔑感のいり まじった「健全な」反応であったとはいえるであろう。プレヴァン・プ ランはどうせ失敗する、しかし、だからといって今の段階でこちらから 代案を提示するようなおせっかいをして、フランス人を刺激するような ことはすべきではない、つまり、参加せず、干渉せずというのが政府内 での主流の意見であった⁽⁷⁾。

しかし、このような政府主流の意見とは異なり、一人、ベヴィンと外務省のみは、このフランス案に対して極めて敵対的な態度を示し、これを葬り去るためにイギリスとして独自の代案を提示すべきであると主張し、実際にそのような代案の考案にまで着手した。なぜ、外務省にとってプレヴァンプランはそこまで受け入れがたいものだったのだろう?この計画のどこにそんなに大きな問題があったのだろう?

この疑問に対する外務省の答えというのは、まず第一に、彼らは、その超国家主権性が気に入らなかった。単に気に入らないだけならば、イギリスが参加しなければいいのではないかと思われるが、外務省としては、たとえイギリスが参加しないものであったとしても、そのような超国家主権的性格を持つ軍隊が誕生し、それがイギリス外交の苦労の産物である NATO とともに西ヨーロッパの防衛にあたるようなことになれば、大西洋をはさんだ北アメリカ、イギリス、西ヨーロッパという3本の軸からなる「大西洋共同体」の中でのイギリスの独自の存在意義が失われる、あるいは弱められるかのように思われたのである。つまりまた、あの"対西ヨーロッパ政策 ver. 2"からの論理的帰結であり、彼らの思考の流れというのは大体、以下のようなものだったと整理できるであろう。

アメリカ政府は、欧州における超国家主権的統合の試みに対しては、これまで常に好意的であり、このフランス製プランも(その実現可能性が極めて低いことには間違いはなかろうが)、フランスがあくまでもそれ以外にドイツ再軍備の道はないといい張るならば、一定のアメリカの支持を受けることになるであろう。そうなった場合、もしこのプランが実際に軌道に乗るようなことになれば、アメリカは、この統合された「ヨーロッパ軍」の中に今後の西ヨーロッパ防衛のすすむべき道を見出すのではないか。そうなると、アメリカの関心は統合されつつある西ヨーロッパにのみ向かい、その対西ヨーロッパ軍事援助も、この「ヨーロッパ軍」強化に費やされてゆき、これまでのアメリカの対西ヨーロッパコミットメントの受け皿であり、イギリスが、アメリカの "special partner"として、大西洋を挟んだ北アメリカと西ヨーロッパの両者との間で特権的地位を享受し、影響力を確保するための場であった NATO へのアメリカのコミットメントは縮小されてしまうのではないか。そして、「ヨーロッパ軍」が NATO 軍に代るものとして、充分に強力になったとアメリ

カに思われた暁には、そこにアメリカ自身は参加していないのだから、アメリカの西ヨーロッパからの撤退という(イギリスとしては絶対に避けたい)事態も、起こりやすくなるのではないか。そしてその様なことになれば、アメリカとの"special relationship"を失ってしまい、もはや帝国とコモンウェルスのみしかその後ろ盾とするもののないイギリスの国際的影響力は低下するばかりではないのか。

このような考えから、外務省がプレヴァン・プランに対する独自の代 案として11月末にイギリス政府内部に提示したのが、「大西洋共同軍」 ("an Atlantic Confederate Force") という、プレヴァン・プランより は超国家主権性を薄め("confederate"という言葉は日本語に的確に訳す ことは困難であるが、"federal"よりは統合性の弱い結び付きを示す)、 対象地域も広げることにより、イギリスおよびアメリカの参加を可能に する一方で、既存の NATO 軍よりは統合性を強化した軍事組織を作り、 それを作戦遂行上は NATO 軍最高司令官に従属させ、行政管理上は NATO 理事会の下に新たに設置する "a high autority" に従属させるこ とによって、西ドイツの軍事力への統制もある程度は確保しようという 構想であった。少しも驚くには値しないことであるが、この、ある意味 ではプレヴァン・プラン以上に野心的で、おそらくはより空想的な(何 といってもアメリカ軍をその一部ではあっても超国家的統制の下におこ うというのである)計画は、他の閣僚・官庁・参謀本部などから総すか んをくらい、見事に葬り去られてしまった。こうしてイギリスとしては、 もはや9月のアメリカ提案とプレヴァン・プランとの2つの両立しがた い西ドイツ再軍備のための構想のどちらが、どのような運命をたどるの かを(ただ黙って手をこまねいていたわけではないが)とりあえずは当 事者であるアメリカとフランスとのやり取りにまかせて外から見守るし か手の打ちようはなくなったわけである(8)。

アメリカ側が、フランス案を拒否しつづけている間は、早期の西ドイ

ッ再軍備の実現は困難であったが、フランス側もアメリカの提案を拒否しつづけている間は、フランスを含む西ヨーロッパ全体が強く望んでいたアメリカによる西ヨーロッパ防衛へのコミットメントの拡大、対西ヨーロッパ軍事援助の増大も得られなかった。したがって、アメリカの提案する NATO 加盟による西ドイツ再軍備という方式と、フランスの提案するヨーロッパ軍の創設による西ドイツ再軍備という方式との間で何らかの妥協が模索されなくてはならなかった。その結果、1950年12月のブラッセルでのNATO 理事会において、西ドイツ再軍備の形態についての最終的決定は保留しながら、ボンでは即時の、しかし暫定的な西ドイツ部隊のNATO 軍編入のための交渉が、一方パリではプレヴァン・プランの議論のための交渉が2つ並行して同時に開催される、そしてアメリカは西ヨーロッパでのアメリカの軍事力強化をおこなうということで妥協が成立したのである(9)。

1951年2月、パリでは、フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクスの6ヶ国の間で、ヨーロッパ軍、すなわち欧州防衛共同体(EDC)創設に向けての交渉が、開始された。そしてその年の6月までにはアメリカ政府の内部では、フランスの対独安全保障の要求と西ドイツ側の再軍備にあたっての主権平等の要求との対立を解消するには、超国家主権的な解決しかないのではないか、ドイツ部隊はヨーロッパ軍とは別個には実現し得ないのではないか、との見方が支配的なものとなっていった。一方、フランスの側でもアメリカからの圧力により、プレヴァン・プランの中にあった対ドイツ差別的な要素をいくらか削減することに同意した。この間、ボンでの交渉は、西ドイツ側が、他の欧州諸国との平等の原則が確保されない内に暫定的再軍備をおこなうことに強い抵抗を示し、行き詰まりを見せていた(10)。

他方、イギリスはイギリスで、これも当初の、プレヴァン・プランへ の非干渉の姿勢から、より積極的な協力の姿勢へと態度を変えつつあっ

た。いまや、外務省の目から見ても、プレヴァン・プラン=EDC には幾 つかの明白な利点があることは明らかだった。まず第一に、EDC が成功 した暁には、仏独の和解はより決定的なものとなるとしか考えられない わけで、それは西ヨーロッパの安定と結束を望むイギリスにとってはも ちろん利益となることであった。また当初、外務省があれほど嫌がって いた EDC の持つ政治統合的側面(「ヨーロッパ防衛大臣」の設置など) も、西ドイツ再軍備にともなう東側陣営からの反発を(直接の NATO 加 盟方式と比べて)弱めるのに役立つのではないかと期待された。とにか く、ことここに至っては、イギリス政府としては、早期の西ドイツ再軍 備実現のために提示できる実現可能性の高い代案は何もなく、EDC はも はや動かしがたい所与のものと考えて、その中から何とかして肯定的な 要素を見つけるという姿勢しか取りようがなかったのであり、いってみ れば自己欺瞞的な再評価をプレヴァン・プランに対して行ったというわ けである。 西ドイツの NATO 直接加盟は、 長期的には西ドイツからの他 の加盟国との完全に平等な取り扱いの要求に応えざるを得なくなる非常 に危険な針路であると考えるフランスにとっては、明らかに EDC のみ が受け入れ可能な解決策であり、これに対してイギリスが非協力的な態 度を取りつづけることは、まず、すでに EDC を後押しすることを決めて いたアメリカとの関係を傷つける怖れがあったし、もし EDC が失敗し た場合(その可能性は依然として低からぬものと見積もられていた)に、 イギリスの消極的対応がその原因であるとの非難を浴びるおそれもあっ た。このような状況の中で、イギリスとして取るべき態度は、ECSCに対 してのそれと同様のもの、すなわち EDC への直接加盟には至らないが、 「可能な限りそれに近い協力」("as much co-operation as possible short of direct involvement in the EDC") をするという態度しかない と考えられるようになったのである(11)。

こうして、1951年の9月に、ワシントンでのNATO理事会において、

イギリス、フランス、アメリカの3ケ国は公式に、西ドイツの再軍備は 超国家的機関に管理され、NATO に従属するヨーロッパ軍の一部として 行われるべきであるとの合意を発表し、イギリス労働党政権の EDC に 対しての姿勢も、この機会に外相モリソン(Herbert Morrison: 1951年 2月に病気引退したベヴィンの後をついで外相に就任していた。EDC に ついてのイギリスの態度変更は、このモリソンへの外相交替も少なから ず影響していると思われるが、外相としてのモリソンの対西ヨーロッパ 関係に与えた影響についての研究はいまだほとんどなされておらず、私 自身、不勉強なところであり今後の課題であろう)による、EDC への完 全な外交的支援を約束し、「ヨーロッパ大陸のコミュニティに対して可能 な限り緊密な協力関係を構築する政策」("the policy of establishing the closest possible association with the European continental community") の公表によって明確化されたのである。このモリソン声明の直後 イギリスでは総選挙がおこなわれ、これに勝利を収めたチャーチル率い る保守党はまる6年振りに政権の座に返り咲き、労働党政権によってな されたこの国際公約を、いかにして実際のものとしてゆくかの決定を下 す立場に置かれたのである。というわけでようやく、序章も含めた背景 の説明が終わり、この物語も本編に入っていけるというわけである(12)。

注

(1) R. Bullen and M. E. Pelly (eds.), *Documents of British Policy Overseas*, Series II, Volume I, (1986, London, HMSO) (hereafter cited as *DBPO*, vol. I), pp. 1-5, 119-121. John Young, *Britain, France and the Unity of Europe, 1945* -1952, (1984, Leicester) (hereafter cited as Young, *Britain, France*), pp. 145 -148. John Young, 'The Schuman Plan and Britsih Association' in John Young (ed.), *The Foreign Policy of Churchill's Peacetime Administration* 1951-1955 (1988, Leicester) (hereafter cited as Young, 'The Schuman Plan'), p. 109. G. Warner, 'The Labour Governments and the Unity of

- Western Europe, 1945-51' in R. Ovendale (ed.), *The Foreign Policy of the Labour Governments 1945-51*, (1984, Leicester) (hereafter cited as Warner, 'The Labour Governments'), p. 72.
- (2) CAB128/17, CM34 (50), 2 June 1950. CAB129/40, CP (50) 110, 12 May 1950, note by Attlee., CP (50) 115, 22 May 1950, note by Bevin. *DBPO*, vol. I, pp. 5-13, 16-18, 21, 24-25, 26-45, 68-72, 73-76, 78-80, 81-82, 90-91, 98-100, 110-117, 125-126, 129-131. Kent and Young, op. cit., pp. 54-56. Warner, 'The Labour Governments', pp. 72-73. Young, 'The Schuman Plan', pp. 109-110. Young, *Britain, France*, pp. 121-125, 150-157, 163.
- (3) CAB128/17, CM38 (50) 5, 22 June 1950. CAB129/40, CP (50) 128, 2 June 1950, a note by the Economic Planning Board on Integration of Western European Coal and Steel Industries. CAB128/18, CM42 (50) 2, 4 July 1950. CAB129/40, CP (50) 149, 1 July 1950, report by the committee of Ministers. *DBPO*, vol. I, pp. 58-58, 62-63, 65-66, 73-76, 77-78, 105-106, 117-119, 128-129, 147-149, 276-281. Young, 'The Schuman Plan', p. 110. Young, *Britain, France*, pp. 162-164, 178-182.
- (4) PREM8/1203, PUSC (49) 62 (Final Revise), 'The Future of Germany', 19 Apr. 1950., PUSC (50) 9 (Final Revise), 'Western Organization', 21 Apr. 1950., Attlee to Bevin, 2 May 1950., Shinwell to Attlee, 13 June, 1950., Younger to Shinwell, 13 July 1950. CAB128/17, CM (50) 5, 8 May 1950. Young, Britain, France, pp. 167-169. Saki Dockrill, 'Britain and the Settlement of the West German Rearmament Question in 1954' in Michael Dockrill and John Young (ed.), British Foreign Policy, 1945-56 (1989, Lonodn) (hereafter cited as Dockrill, 'Britain and the Settlement'), pp. 150-151. Saki Dockrill, Britian's Policy for West German Rearmament 1950-1955, (1991, Cambridge) (hereafter cited as Dockrill, Britain's policy), pp. 12-15, 24-28, 32-34. G. Warner, 'The British Labour Government and the Atlantic Alliance, 1949-1951', in O. Riste, (ed.), Western Security: the Formative Years, (1985, New York) (hereafter cited as Warner, 'The Atlantic Alliance'), pp. 251-252.
- (5) CAB128/18, CM55 (50) 3, 4 Sept. 1950., CM58 (50) 3, 14 Sept. 1950., CM59 (50) 1, 15 Sept. 1950. CAB131/8, DO (50) 21st meeting, 21 Nov. 1949. Bullen, R., and Pelly, M. E. (eds.), *Documents of British Policy Overseas*, Series II,

- Volume III, (1989, London, HMSO) (hereafter cited as *DBPO*, vol. III), pp. 4 -9. 26-27, 38-39, 43-46, 51-53, 58-63. Young, *Britain, France*, pp. 169-170. Dockrill, 'Britain and the Settlement', p. 151. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 33 -37. Warner, 'The Atlantic Alliance', p. 252.
- (6) DBPO, vol. III, pp. 54-55, 68-70, 78-79, 84-85, 136-137, 156-159, 206-207.
 Young, Britain, France, pp. 171-172. Dockrill, Britain's Policy, pp. 38-40.
 Warner, 'The Atlantic Alliance', pp. 252-253.
- (7) CAB128/18, CM69 (50) 1, 30 Oct. 1950. DBPO, vol. III, pp. 217-220, 230-232, 237-239. Young, Britain, France, p. 172. Dockrill, Britain's Policy, pp. 42-43. Warner, 'The Labour Governments', p. 75. Warner, 'The Atlantic Alliance', p. 253.
- (8) PREM8/1429 (1), DO (50) 100, memo. by Bevin, 24 Nov. 1950., DO (50)
 22nd meeting, 27 Nov. 1950. DBPO. vol. III, pp. 270-272, 291-296, 299-301.
 Dockrill, Britain's Policy, pp. 49-50. Warner, 'The Atlantic Alliance', p. 253.
- (9) DBPO, vol. III, pp. 274-277, 305-307, 351-352, 387-390, 393-398. Young, Britain, France, pp. 173-174. Dockrill, Britain's Policy, pp. 47-48, 53-54. Warner, 'The Atlantic Alliance', p. 253.
- (10) Young, *Britain, France*, pp. 174-175. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 59-68. Warner, 'The Atlantic Alliance', p. 254.
- (1) CAB128/20, CM56 (51), 30 July 1951., CM58 (51) 2, 4 Sept. 1951. Young, Britain, France, pp. 180-181. John Young, 'German Rearmament and the European Defence Community', in John Young (ed.), The Foreign Policy of Churchill's Peacetime Administration 1951-1955, (1988, Leicester) (hereafter cited as Young, 'German Rearmament'), p. 82. Dockrill, Britain's Policy, pp. 73-76. Dockrill, 'Britain and the Settlement', p. 153. Warner, 'The Labour Governments', pp. 76-77. Warner, 'The Atlantic Alliance', p. 254-256.
- (12) Young, Britain, France, pp. 181-182. Young, 'German Rearmament', p. 82. Dockrill, Britain's Policy, pp. 78-79. Dockrill, 'Britain and the Settlement', p. 153. Warner, 'The Labour Governments', pp. 77-78. Warner, 'The Atlantic Alliance', p. 256.